

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！

月刊 労働千葉

国鉄千葉労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（労働車会館）
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番
2000.7.11 No. 5163

不当家宅搜索国賠請求事件で判決（7/10）

令状請求 자체が違法と認定！

千葉県に65万円の損害賠償を命じる！

七月一〇日、千葉地方裁判所民事二部・西島裁判長（一宮裁判長代読）は、動労千葉が、千葉県警の二度にわたる家宅搜索（九二年一〇月二六日及び九三年四月二〇日）は、違法な家宅搜索であり、組合活動が不正に妨害されたとして、国、千葉県などを相手取って損害賠償を求めていた国家賠償事件について、千葉県警による搜索令状の請求自体が違法であるなどとして、千葉県に対して計六五万円の損害賠償を認める判決を言い渡した。

今回の判決では、千葉県警による搜索令状の請求自体が違法であるとした上で、これに基づいて行なわれた搜索や押収にも違法性があるとした点では、これまでにない画期的な判決である。

警察権力への反撃の武器

この間、新安保ガイドライン体制のもと、戦争のできる国としての実体をつくるために労働組合や市民団体等に対してその活動を圧殺することを目的に不当な弾圧が行なわれている。とくに、沖縄サミットの開催が迫る中で警察権力の不当な家宅搜索等が横行する中で、警察官による搜索令状の請求そのものが違法であるとした本判決は、警察権力の横暴に対する反撃の重要な武器になることは間違いない。

動労千葉は、この判決をステップにして、新安保ガイドライン体制粉碎！闘う労働組合の全

国ネットワークをつくりだすため、さらに奮闘するものである。

事件と動労千葉との関連はない

判決の主な内容は、以下のとおりである。

【搜索令状の請求について】

(1) 第三者の身体、物又は住居を捜索し、差押えようとする場合は、単に存在するかもしれないという程度ではなく、押収すべき物の存在の蓋然性が認められ、捜索のために必要であることが要求される。

事件との具体的な事実と動労車会館との個別的な関連を首肯させる事実は全くかがわれないことから、一般的な事情のみで動労車会館に押収すべき物が存在する蓋然性があり、その搜索が各事件の捜索に必要であったものと認めることはできない。

(2) 搜索令状の違法な請求及び搜索により、動労千葉が、住居の平穏やプライバシーを侵害され、各個人の被つた損害を賠償すべきである。

(3) 布施副委員長、山口交渉部長（当時）、赤羽根執行委員（当時）の身体搜索や写真撮影については、搜索家庭では違法はない。

合計五〇万円とする。

(3) 布施副委員長、山口交渉部長（当時）、赤羽根執行委員（当時）の身体搜索や写真撮影については、搜索家庭では違法はない。

動労千葉は、搜索令状の請求が違法であるという画期的な判断を得た地平に立ち、全面的な勝利に向けさらに闘いを強化するものである。

行なった羽部被告（千葉県警警部、当時）には少なくとも過失があつた。

【押収継続の違法性】
搜索令状の請求が違法であることから、これにより差押えられた押収物について、ただちに還付せずに押収を継続していることも違法というべきである。

【損害】

(1) 押収物の存在の蓋然性及び搜索の必要性が認められない点で搜索令状の請求は違法と認められ、これに基づいた搜索及び押収も違法性を帯びるものであり、被告千葉県は、動労千葉や各個人の被つた損害を賠償すべきである。

(2) 搜索令状の違法な請求及び搜索により、動労千葉が、住居の平穏やプライバシーを侵害され、各個人の被つた損害を賠償すべきである。

(3) 布施副委員長、山口交渉部長（当時）、赤羽根執行委員（当時）の身体搜索や写真撮影については、搜索家庭では違法はない。

全面勝利に向かって

かつたとしても、違法な搜索令状の請求がなければ受けることもなかつた侵害行為であり、これによる原告の被つた精神的苦痛による損害についても、被告千葉県は賠償すべき責任があり、感謝料として各五万円とする。

団結地引き綱大会にあつまろう！

「動労千葉を支援する会」総会へ参加しよう！

内 容

D C 会館

日 時 七月十六日（日）九時から

場 所 九十九里一松海岸・海の家「あいの

夏だ！今年の夏も地引き綱から！

組員・家族・OBみんなで楽しい一日を！